

小・中学校長 殿

高浜市教育委員会教育長

「愛知県嚴重警戒措置」に伴う高浜市立学校の対応について。(通知)

9月30日(木)をもって「愛知県緊急事態措置」が解除され、令和3年10月1日(金)から10月17日(日)までの期間、「愛知県嚴重警戒措置」が実施されることに伴い、本市においては下記のとおり対応いたします。新規感染者に占める10代以下の割合が高まっていることを踏まえ、基本的な感染防止対策をワクチン接種を終えた者も含めて徹底するよう、指導をお願いいたします。なお、本県全体の地域の感染レベルは「レベル2」に引き下げられましたが、引き続き警戒を緩めず感染の再拡大を防止するため「レベル2」と「レベル3」を組み合わせた対応をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 新型コロナウイルス感染源を絶つために

- (1) 児童生徒の免疫力を高めるため、機会を捉えバランスのよい食事や十分な睡眠、適度な運動を心がけるよう、保護者への啓発をお願いいたします。
- (2) 引き続き、毎朝の検温及び「健康チェックカードの記入」を行い、該当する症状がある場合は登校させず、自宅で休ませてください。ただし、医師の診断による「ぜんそく」、「花粉症」など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患であることが明確な場合はこの限りではありません。休日の部活動についても同様です。
- (3) 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。  
ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するようご指導ください。
- (4) 濃厚接触者として特定された場合は、当該児童生徒の座席等の消毒を実施するとともに、マスクを外して活動した場面の洗い出しを中心にして行動確認をお願いします。
- (5) 保護者には、定期的に以下の内容を伝え、協力を依頼する。  
登校をさせず、自宅で休ませていただきたい場合
  - ① 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ② 児童生徒と同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ③ 児童生徒が濃厚接触者となった場合
  - ④ 児童生徒と同居する家族が濃厚接触者となった場合
  - ⑤ 発熱(平熱に比べて1℃以上が自覚)がある場合、もしくは健康チェックカードにチェックがある場合
  - ⑥ 同居の家族に発熱や風邪などの症状がある場合上記①～⑥にあてはまる場合は、登校はさせず、必ず学校に連絡すること。  
すでに登校している場合に、①～⑥にあてはまる場合が生じた場合は、家庭に連絡し、早退させること。児童生徒が体調不良で早退する場合は、兄弟も一緒に早退の対応をお願いします。また、異校種間でも同様の対応をお願いします。保護者への連絡は、初めに早退を決定した児童生徒の学校でお願いします。

- ・発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度は、登校を控えていただくこと。すみやかに受診することを検討していただくこと。
- ・学校は個人情報の管理を徹底し、その後に、児童生徒や家庭が誹謗中傷を受けるなどの事態にならないように、対応を徹底していくこと。
- ・⑥については、医師により、例えば、「ぜんそく」など明確な診断が示されている場合は、本人の登校は控えていただく必要はないこと。
- ・感染の不安があり、登校を見合わせる場合、欠席ではなく、「忌引き コロナ配慮」とすること。

## 2 学校の教育活動における基本的な考え方

- (1) 三密（密閉・密集・密接）の条件が同時に重なることを避ける。教室内の身体的距離については、1mを目安に教室内で最大限の間隔を確保する。
- (2) 各活動後及び教室に入る前の手洗いの習慣をつけさせてください。
- (3) 児童の多くが触れる箇所（ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すりなど）の消毒を1日1回特別な時間は設定せず清掃時に清掃の一環として実施します。これは、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で結構です。発達段階を考慮し児童生徒が行っても差し支えありません。
- (4) 換気を徹底する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないように、調節可能な服装を認めるなど、柔軟な対応をする。
- (5) 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。

## 3 授業における留意事項

### (1) 徐々に再開する活動

感染症対策を適切に実施した上で、地域の感染状況に応じて、「感染のリスクが高い学習活動」を、徐々に再開する。

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

### (2) 慎重に再開を検討する活動

「特に感染のリスクが高い学習活動」の再開は、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

## 4 部活動における留意事項

児童生徒、保護者の意向を尊重し、参加を強制することがないようにしてください。活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態を確認するとともに感染防止の指導をお願いいたします。

- (1) 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所

を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。

- (2) 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- (3) 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の再開については、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
- (4) 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。
- (5) 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間でを行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。

実際の活動について

(1) 用具について

- ・部活動で使用する用具等については、生徒間で必要以上に使い回しをしないようにしますが、難しい場合は使用前後の手洗いを徹底する。

(2) 施設について

- ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ・部室等の使用は、荷物の搬出入や保管及び少人数での更衣のみとし、できるだけ短時間で利用する。活動中は換気をする。

## 5 給食における留意事項

(1) 給食当番の児童生徒について

- ・給食当番を行う前に、健康状態を担任が確認する。
- ・体調が悪い場合は交代します。交代した児童生徒は、予備の白衣を使用する。
- ・正しい方法（マスクで鼻と口を覆う）でマスクを必ず着用する。
- ・手洗いと手指消毒を徹底する。
- ・飛沫感染を避けるため、必要以外の話はせずに配膳する。

(2) 給食当番以外の児童生徒について

- ・配膳中は、マスクを着用し、静かに待つよう指導する。
- ・正しい方法での手洗いができるよう指導する。

(3) 喫食について

- ・窓を開けて、換気しながら喫食する。
- ・食事時の会話は控えるよう指導する。
- ・グループで向き合っただけの会食はせず、一方向を向いて喫食する。職員室における職員の給食も同様に対面を避けるようにする。
- ・おかわりの配膳は、担任がマスクを着用して行う。
- ・食べ終わった子からマスクを着用する。

## 6 休み時間における留意事項

- ・密集したり、近距離で接触したりする遊びは行いません。原則としてマスクをつけて過ごすようにしますが、屋外や他との間隔が確保できる場合は外すことも認める。
- ・移動の際、壁やものに触ることをできるだけ避けるようにすること、ハンカチ等の貸し借りはしないよう指導する。

## 7 修学旅行等の校外行事

修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

## 8 教職員の感染防止対策

- (1) 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。
- (2) 会食や不要不急の外出、不要不急の都道府県間の移動等については、国や県が示す指針を遵守する。

## その他

- ・家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）、可能な限り速やかに帰宅すること、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えるなど、感染予防に努めていただくようご指導ください。
- ・ワクチン接種に関わる個人情報、慎重に取り扱ってください。
- ・新型コロナウイルス感染の有無や、ワクチン接種の有無については、どうしてもその情報が必要な時に限り、適切な場所等配慮した上で聞き取る。学級や集会等で全体に聞くようなことは絶対にないようご指導ください。

担 当 学校経営グループ 林田 博恵  
電 話 0566-52-1111  
F A X 0566-52-8188  
メ ー ル gakkou@city.takahama.lg.jp